

第42号議案

平成28年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公立宍粟総合病院院内託児所 管理運営業務委託	平成29年度から 平成33年度まで	委託事業者と締結する 単価契約に基づく額

平成29年2月28日提出

宍粟市長 福元晶三